

資源の有効な利用の確保と廃棄物の適正な処理

ご存じですか

解体工事の手続きが

必要です。(事故防止の徹底)



事前 周知

- 床面積が 10 m²を超える建築物を解体（除却）しようとする場合
除却工事の施工者は「建築物除却届」の届出が必要です。
(建築基準法第 15 条第 1 項)
- 一定規模以上の建築物を解体等しようとする場合
分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。
(建設リサイクル法第 10 条第 1 項)

分別解体等の対象となる建設工事の種別	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計が 80 m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム工事等）	請負代金が 1 億円（税込）以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金が 500 万円（税込）以上

- 工事を始める日の 7 日前までに「届出書」の届出が必要です。(建設リサイクル法施行令第 2 条)

工事に着手する前には、近隣の方々に工事内容等の説明をすることが非常に大切です。工事の名称、建築主、請負者、工事の予定期間などを、事前にお知らせすることが有効です。特に騒音、振動、粉塵等について環境法令等に基づく届出を行い、十分な対策を講じて工事を進めましょう。

工事着手の前に調査結果報告が必要です

解体建築物には、石綿（アスベスト）等が使用されている可能性があるため、必ず事前調査を行い、安全かつ適正な処理と法令遵守を徹底してください。

厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイト 検索

対象	種類	規模の基準
全ての建築物	解体	床面積の合計が 80 m ² 以上
	改修	請負代金が 100 万円（税込）以上
特定の工作物	解体	請負代金が 100 万円（税込）以上
	改修	請負代金が 100 万円（税込）以上



福島市では、届出書が提出された際には、「建設リサイクル法届出・通知済（ステッカー）」を交付しております。

お問い合わせ

福島市
都市政策部
開発建築指導課



〒960-8601 福島市五老内町 3-1

☎ 024-525-3764

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

福島市 建設リサイクル法 検索

建築物等の解体工事における留意事項

■建築基準法

建築基準法は、国民の生命、健康、財産を守るため、地震や火災などに対する安全性（求められる性能）や、建築物の敷地、周囲の環境（市街地の安全、衛生等の確保）などに関する必要な基準が定められています。

工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置 (建築基準法第90条)	仮囲い	●一定規模以上の解体工事を行う場合は、危害防止上支障がないときを除き、工事期間中に工事現場の周囲へ高さが1.8m以上の仮囲いを設ける必要があります。 ・【木造】高さ13m又は軒の高さ9mを超えるもの ・【木造以外】階数が2以上
	根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止	●地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管及び下水道管の損壊による危害の発生を防止する措置を講じる必要があります。 ●建築物その他の工作物に近接して根切り工事等の掘削を行う場合は、当該工作物の基礎や地盤の補強による構造耐力低下の防止、急激な排水を避けるなど、傾斜や倒壊による危害を防止する措置を講じる必要があります。 ●深さ1.5m以上の根切り工事を行う場合は、危害防止上支障がないときを除き、周辺地盤の安定を保持するために山留めを設ける必要があります。
	落下物に対する防護	●隣地や道路境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面からの高さが3m以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合は、ダストシュートを用いる等、当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止する措置を講じる必要があります。 ●隣地や道路境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面からの高さが7m以上にあるとき、その他落下物によって工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、工事現場の周囲等を鉄網又は帆布で覆う等、落下物による危害を防止する措置を講じる必要があります。
	その他	●移動式クレーン（吊り上げ荷重が0.5t以上のものに限る。）を使用する場合は、危害防止上支障がないときを除き、敷板や敷角等の使用等により、その転倒による工事現場の周辺への危害を防止する措置を講じる必要があります。 ●火気を使用する場合は、不燃材料の囲いを設ける等、防火上必要な措置を講じる必要があります。

■環境配慮

国土交通省「建築物解体工事共通仕様書」に基づき、養生シート（防災処理）等の適切な設置や、散水等による粉じん飛散防止策の徹底を推奨しています。

■建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

施工者は、契約締結前に、発注者へ分別解体等の計画等について書面での説明が必要です。契約書には、分別解体の方法や解体工事、リサイクル費用の明記してください。下請契約の際も、下請負業者へ届出の内容について文書での告知が必要です。解体工事が完了したら、発注者へ再資源化等の報告を行ってください。

- 届出書（変更届出書） 提出部数 1部
添付図書 分別解体等の計画等（別表1～3）、案内図、計画図又は写真、工程表、委任状

■手続きの流れ

